

一宮監公表第7号
令和2年3月2日

一宮市監査委員 和家 淳
一宮市監査委員 岸 澤 修
一宮市監査委員 長谷川 八 十
一宮市監査委員 高 橋 一

公の施設の指定管理者の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者及びその指定等事務の所管課の監査を、都市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

公の施設の指定管理者の監査結果報告

1 監査対象

(1) 対象施設

アイプラザー宮（平成 30 年度指定管理料 69,207,000 円）

(2) 指定管理者

JN 共同事業体（株式会社 JTB コミュニケーションデザイン、株式会社 N
TT ファシリティーズ 東海支店）

(3) 所管課

教育文化部教育指定管理課

(4) 事務執行状況の範囲

- ・ 指定管理者の平成 30 年度の事務執行状況のうち、監査対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- ・ 所管課の監査対象施設に係る一連の事務（指定管理者の指定、協定等の締結、支出の手続、事業報告書等の点検、指定管理者への指導監督等）

2 監査場所

アイプラザー宮及び監査事務局

3 実施年月日

令和元年 12 月 3 日から令和 2 年 2 月 26 日まで

4 監査の着眼点

○ 指定管理者関係

ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 指定管理者が共同事業体である場合、共同事業体協定書に基づく協定書、仕様書に基づく役割業務、責任分担等が行われているか。

エ 利用料金の設定等は適正になされているか。

オ 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。

カ 利用促進並びに利用者サービス向上のための取組みはなされているか。

キ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

- ク 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ケ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- コ 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。
- サ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

○ 所管関係

- ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正、公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
- ケ 指定管理者制度の採用により、効率的な、管理、運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。
- コ 利用料金制を採用していることによって市民サービスの向上につながっているか。
- サ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。又は指定管理者の費用で実施させていないか。

5 監査方法

あらかじめ指定管理者及び所管課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

(1) 書類の審査

関係書類、諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

指定管理者及び所管課長等関係職員から説明を聴取した。

(3) 実地調査

施設の現況等について実査、視察等を行った。

6 監査結果

当指定管理者の監査対象施設の管理に係る出納その他の事務及び所管課の同施設に係る一連の事務については、おおむね適正に処理されていると認めた。